

関係制度の整備

- **職務発明規定**
 - ・特許権等の保有について、基本的に国（機関）と発明者が2分の1ずつ保有することとなっていた職務発明規定を改正し、原則100%国（機関）帰属に変更。
 - ・ノウハウの取扱いに関する規定を追加。
 - **補償金規定**
 - ・補償金規定を制定。
 - **委託研究規定**
 - ・産業活力再生特別措置法に基づく日本版バイドール条項を導入。
 - **国研等における特許権等の取扱いについて**
 - ・国が承継した特許権等の円滑な譲渡等について、随意契約が可能な場合を示した。
- 等、関係規定を整備し、平成15年3月31日付で関係試験研究機関等に対し通知。

3

(2) 知的財産の新たな創造と活用 (平成17年4月 独立行政法人医薬基盤研究所の開設)

4

厚生労働省

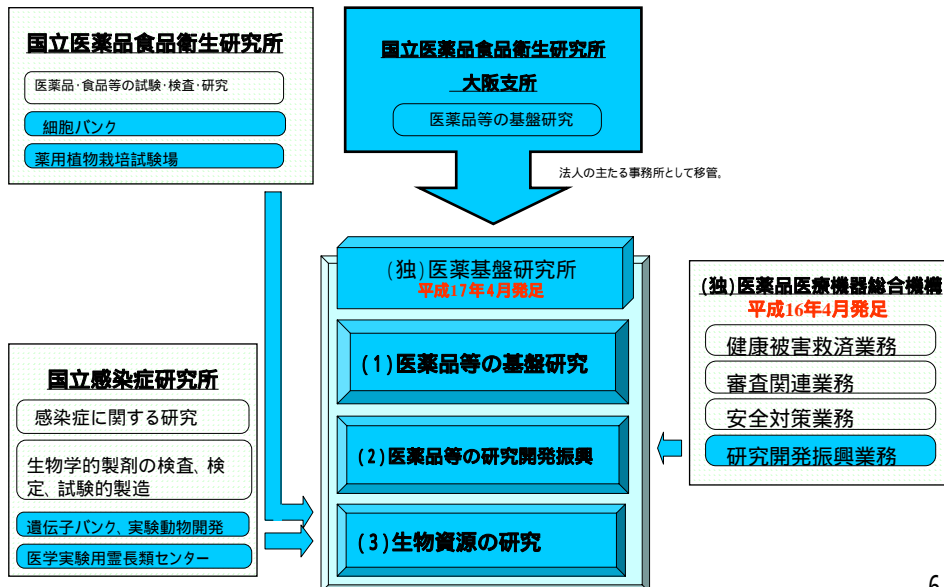
(独) 医薬基盤研究所

- 運営は非公務員型独立行政法人
- 職員数約95名（正規職員：事務官含む。企業派遣職員・リサレジは別で50名程度を見込む）
- 一般会計予算規模11.6億円程度（9.0億円のextramural research fundを含む）
- 性格の異なる機関の一部を新たな理念で統合
- 大学の基礎研究でも、企業の応用研究でもない、基盤研究という新たなカテゴリーの研究の創設
- 研究を自ら行う他、資金や研究資源の安定供給で他の研究機関を支援する全国的広がりをもった組織
- 地域の産学官連携のシナジー効果
- 初代理事長予定者：山西弘一（現大阪大学医学部長）



5

独立行政法人医薬基盤研究所への各組織からの移管・統合について



6